

指定訪問看護・指定介護予防訪問看護 重要事項説明書

〔 2024年 6月 1日現在 〕

1 事業者(法人)の概要

事業者(法人)の名称	医療法人社団愛友会
代表者(役職・氏名)	理事長 中村 康彦
所在地・電話番号	埼玉県上尾市柏座1丁目10番10号 / 048-773-1111
法人の設立年月日	昭和41年1月6日

2 サービスを提供する事業所の概要

(1) 事業所の名称等

名称	訪問看護リハビリステーションひまわり伊奈
サービスの種類	訪問看護・介護予防訪問看護
指定事業所番号	1161390012
所在地	〒362-0806 埼玉県北足立郡伊奈町小室8117番地1
電話番号	048-723-6511
FAX番号	048-615-6500
通常の事業実施地域	伊奈町、蓮田市、上尾市(国道17号線より東側に限る)、 桶川市(町境から500mに限る)

(2) 事業所の窓口の営業日及び営業時間

営業日	月曜日から土曜日まで (祝日、12月30日午後から1月3日までを除く)
営業時間	午前8時30分から午後5時30まで(平日) 午前8時30分から午後12時30分まで(土曜日) ただし、契約内容により24時間対応可能な体制を整えます。

(3) 事業所の勤務体制

職 種	業務内容	勤務形態・人数
管理者	・従業者と業務の管理を行います。 ・従業者に法令等の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行います。	常勤 1人
看護師等	・指定訪問看護等の提供に当たります。 ・看護職員(准看護師を除く)は、訪問看護計画書及び訪問看護報告書(介護予防訪問看護計画書及び介護予防訪問看護報告書)を作成します。 ・理学療法士等が提供する指定訪問看護等については、当該計画書及び報告書を看護職員(准看護師を除く)と理学療法士等が連携して作成します。	看護師 常勤 07人 非常勤 01人 理学療法士等 常勤 01人 非常勤 01人

3 事業の運営の方針

事業の実施に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めます。また、地域との結びつきを重視し、関係市町村、居宅介護支援事業者、地域包括支援センター及び他の居宅サービス事業者並びにその他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。

指定訪問看護の事業は、利用者が要介護状態となった場合においても、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、その療養生活を支援し、利用者の心身の機能回復及び生活機能の維持又は向上を目指すものとします。

指定介護予防訪問看護の事業は、利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、その療養生活を支援するとともに、利用者の心身の機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとします。

4 サービス内容

- ① 病状、心身の状況の観察
- ② 清拭、洗髪等による清潔の保持
- ③ 食事及び排泄等日常生活の世話
- ④ 褥瘡の予防・処置

- ⑤ リハビリテーション
- ⑥ ターミナルケア
- ⑦ 認知症患者の看護
- ⑧ 療養生活や介護方法の指導
- ⑨ カテーテル等の管理
- ⑩ その他医師の指示による医療処置

5 利用料等

訪問看護を提供した場合の利用料は、介護報酬・診療報酬告示上の額とし、そのサービスが法定代理受領サービスである時は、利用者の方の負担割合に応じて支払いを受けます。詳細は別紙料金表をご参照ください。

6 交通費

通常の事業の実施地域にお住まいの方は無料です。

それ以外の地域にお住まいの方は、看護師等訪問するための交通費の実費をご負担いただきます。

なお、自動車を使用した場合は、通常の事業の実施地域を越えた地点から、1キロメートル当たり50円を請求します。

7 キャンセル料

サービスの利用を中止した場合には、次のとおりキャンセル料をいただきます。

ただし、利用者の容態の急変や急な入院等、緊急やむを得ない事情がある場合は、キャンセル料は不要とします。なお、サービスの利用を中止する場合には、至急ご連絡ください。

キャンセルの時期	キャンセル料
利用予定日の前日の午後5時までにご連絡があった場合	無料
利用予定日の当日にご連絡があった場合	基本利用料の10%
利用予定日の当日にご連絡がない場合	基本利用料の100%

8 その他の利用料

その他の利用料は、利用者が選定(希望)する特別の訪問看護に対する差額費用としての利用や訪問看護以外のサービスに対する実費負担として、利用をされた場合にお支払いいただきます。

利用料の種類	要件等	料金(税込)
休日、営業時間以外の訪問看護利用料	重要事項説明書に記載された営業日以外、営業時間以外(夜間・早朝訪問看護加算又は深夜訪問看護加算を算定する日は除く)に訪問看護を行った場合	土曜 1,000円/回 日曜・祝日 2,000円/回
死後の処置料	最期の訪問看護の延長として、死後の処置を行った場合	18,000円
自費の訪問看護	医療保険訪問看護を受けている方で、保険対象外の訪問看護サービス	30分毎 6,000円

9 利用者負担額、その他の費用の請求方法及び支払方法

(1) 請求方法

- ① 利用者負担額、その他の費用は、利用月ごとの合計金額により請求します。
- ② 請求書は、利用月の翌月15日頃までに利用者に送付します。

(2) 支払方法

請求月の末日までに、下記のいずれかの方法でお支払ください。

なお、お支払いを確認しましたら、領収証をお渡ししますので、必ず保管をしてください。
(医療費控除の還付請求の際に必要なことがあります)

支払い方法	支払い要件等
口座自動引落とし	請求月の末日(振替日が土日祝日の場合は翌営業日)に利用者が指定する口座から自動引落としをします。
現金払い	請求月の末日までに現金で支払います。

10 秘密の保持

- (1) 従業者に業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業員である期間及び従業員でなくなった場合においても、その秘密を保持すべき旨に従業者との雇用契約の内容とします。

- (2) 利用者からあらかじめ文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で利用者の個人情報を用いません。また利用者の家族の個人情報についても、あらかじめ文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で利用者の家族の個人情報は用いません。
- (3) 利用者又はその家族の個人情報について、「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し、適切な取扱いに努めます。

11 緊急時の対応方法

サービスの提供中に、利用者に病状の急変が生じた場合、その他必要があった場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じるとともに、家族や介護支援専門員等へ連絡をいたします。

主治の医師	医療機関の名称	
	氏名	
	所在地	
	電話番号	
緊急連絡先 (家族等)	氏名（利用者との続柄）	
	電話番号	

12 事故発生時の対応

サービス提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族、居宅介護支援事業者等に連絡するとともに、必要な措置を講じます。また、サービスの提供により、賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償いたします。なお、事業者は下記損害賠償保険に加入しています。

保険会社名	保険名
三井住友海上火災保険株式会社	訪問看護事業者賠償責任保険

13 サービス提供に関する相談や苦情

(1) 苦情処理の体制及び手順

苦情又は相談があった場合は、利用者の状況を詳細に把握するため必要に応じ訪問を実施し、状況の聞き取りや事情の確認を行い、利用者の立場を考慮しながら、事実関係の特定を慎重に行います。把握した内容をもとに検討を行い、当面及び今後の対応を決定します。必要に応じて関係者への連絡調整を行うとともに、利用者へは対応方法を含めた結果報告を行います。

(2) 苦情相談窓口

担当	管理者 松岡 真耶
電話番号	048-723-6511
受付時間	午前9時00分～午後5時00分まで
受付日	月曜日から金曜日まで (祝日、12月30日午後から1月3日までを除く)

市町村及び国民健康保険団体連合会の苦情相談窓口等に苦情を伝えることができます。

伊奈町役場 いきいき長寿課	048-721-2111
蓮田市役所 健康福祉部 長寿支援課	048-768-3111
上尾市役所 健康福祉部 高齢介護課	048-775-6473
桶川市役所 高齢福祉部 高齢介護課	048-786-3211
埼玉県国民健康保険団体連合会 介護福祉課 苦情対応係	048-824-2568

14 虐待の防止のための措置

事業所は、利用者の人権の擁護、尊厳の保持が達成されるよう、虐待の未然防止、早期発見、迅速かつ適切な対応等を推進するため、次に掲げる措置を講じるものとします。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、看護師等に周知徹底を図ります。
- (2) 虐待防止のための指針を整備します。
- (3) 看護師等に対し、虐待防止のための研修を定期的(新入職時含む)に実施します。
- (4) 虐待防止に関する措置を適切に実施するための担当者を置きます。
担当者名 松岡 真耶
- (5) サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとします。

15 業務継続計画

事業所は、必要な看護サービスを継続的に提供できる体制を構築するため、次に掲げる措置を講じるものとします。

- (1) 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する看護サービスの提供を継続的に実施するため、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い、必要な措置を講じます。
- (2) 業務継続計画の具体的内容を職員間で共有するとともに、平常時の対応の必要性や、緊急時の対応に係る理解の励行を行うことを目的に、従業者に対し、業務継続計画について説明、周知を行うとともに、必要な研修及び訓練(新入職時含む)を定期的実施します。
- (3) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

身体的拘束等の適正化

事業所は、身体的拘束等の更なる適正化を図るため、次に掲げる措置を講じるものとします。

- (1) 利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行わないものとします。
- (2) 身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録します。

感染症の予防及びまん延の防止

事業所は、当事業所において感染症が発生、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じるものとします。

- (1) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ります。
- (2) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備します。
- (3) 従業者に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的実施します。

ハラスメント対策の強化

事業所は、適切なサービスの提供を確保し、従業者の就業環境が害されることを防止する観点から、次に掲げる措置を講じるものとします。

- (1) 職場又は利用者等(家族・関係者含む)において行われる性的な言動・行動又は、優越的な関係を背景とした言動・行動等による著しい迷惑行為により、従業者の就業環境を害されることを防止するための方針を明確化し、従業者、利用者等に対し周知・啓発します。
- (2) 相談への対応のための窓口、担当者をあらかじめ定め、従業者に周知します。
- (3) マニュアル作成や研修の実施等、被害防止のための取組を実施します。
- (4) メンタルヘルス不調への相談対応や、行為者に対して1人で対応させない等、被害者への配慮のための取組を実施します。

16 第三者評価の実施状況

実施の有無	無
-------	---

17 サービスの利用に当たっての留意事項

サービスのご利用に当たってご留意いただきたいことは、以下のとおりです。

- (1) 看護師等はサービス提供の際、次の業務は行うことができません。
 - ① 利用者又は家族の金銭、預貯金通帳、証書の預かりなど、金銭に関する取扱い
 - ② 利用者以外の家族のためのサービス提供
- (2) 看護師等に対する金品や飲食物の提供などはお断りいたします。
- (3) 体調や容体の急変などによりサービスを利用できなくなった時は、できる限り早めに担当の介護支援専門員(又は地域包括支援センター)又は当事業所の担当者へご連絡ください。
- (4) 利用者の居宅でサービスを提供するために使用する水道、電気、ガス等の費用は、利用者のご負担となります。

(5) 介護保険法の規定により、訪問看護の給付を受けることができる時は、医療保険では行わないこととなっています。ただし、要介護者等であっても、次の場合は自動的に適用保険が介護保険から医療保険へ変更になります。

- ① 末期の悪性腫瘍の場合
- ② 厚生労働大臣が定める疾病等の場合
〔厚生労働大臣が定める基準に適合する利用者等(平27. 3. 厚労告95) (平30. 3. 厚労告78改正)〕
- ③ 急性増悪により一時的に頻回に訪問看護が必要である旨の特別訪問看護指示書を交付された場合(指示の日から14日間を限度とする)
- ④ 精神科訪問看護指示書が交付された場合(認知症が主傷病である場合は除く)

18 その他運営に関する重要事項

(1) 事業所は職員の資質向上のために以下の研修機会を設けるものとし、また業務体制を整備します。

- ① 採用時研修 採用後1月以内に実施する。
- ② 継続研修 年1回以上実施する。

(2) この規定に定める事項のほか、運営に関する重要事項は医療法人社団愛友会理事長と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとします。

重要事項説明書の説明年月日	2024 年 7 月 日
----------------------	--------------

指定訪問看護、指定介護予防訪問看護の提供開始に当たり、利用者に対して重要事項を説明しました。

事業者	所在地	埼玉県上尾市柏座1丁目10番10号	
	法人名	医療法人社団愛友会	
	代表者名	理事長 中村 康彦	
	事業所名	訪問看護リハビリステーションひまわり伊奈	
	説明者氏名	松岡 真耶	印

私は、事業者から重要な事項の説明を受け、サービスの提供開始について同意し、交付を受けました。

利用者	住所	
	氏名	印

代理人	住所	
	氏名	印
	続柄	

医療保険による訪問看護の利用料(令和6年6月1日現在)

健康保険法・国民健康法・後期高齢者医療に基づき利用者より所定の額(1割～3割)を徴収いたします。

各種医療費公費負担の医療証をお持ちの方は、基本利用料が減免又は免除されます。

ア 基本利用料①(訪問看護基本療養費)

基本療養費				基本利用料	利用者負担額(円)		
				(円)	1割	2割	3割
■	訪問看護基本療養費(Ⅰ) (保健師・助産師・看護師による場合)	週3日目まで		5,550円	555円	1,110円	1,665円
		週4日目以降		6,550円	655円	1,310円	1,965円
■	訪問看護基本療養費(Ⅰ) (理学療法士・作業療法士・言語聴覚士による場合)			5,550円	555円	1,110円	1,665円
□	訪問看護基本療養費(Ⅰ) (悪性腫瘍の利用者に対する緩和ケア・褥瘡・人口肛門・人口膀胱ケアに関する研修を受けた看護師による場合)			12,850円	1,285円	2,570円	3,855円
□	訪問看護基本療養費(Ⅱ) (同一建物居住者) (保健師・助産師・看護師による場合)	同一日に2人まで	週3日目まで	5,550円	555円	1,110円	1,665円
			週4日目以降	6,550円	655円	1,310円	1,965円
		同一日に3人以上	週3日目まで	2,780円	278円	556円	834円
			週4日目以降	3,280円	328円	656円	984円
□	訪問看護基本療養費(Ⅱ) (同一建物居住者) (准看護師による場合)	同一日に2人まで	週3日目まで	5,050円	505円	1,010円	1,515円
			週4日目以降	6,050円	605円	1,210円	1,815円
		同一日に3人以上	週3日目まで	2,530円	253円	506円	759円
			週4日目以降	3,030円	303円	606円	909円
□	訪問看護基本療養費(Ⅱ) (同一建物居住者) (理学療法士・作業療法士・言語聴覚士による場合)	同一日に2人まで		5,550円	555円	1,110円	1,665円
		同一日に3人以上		2,780円	278円	556円	834円
□	訪問看護基本療養費(Ⅱ) (悪性腫瘍の利用者に対する緩和ケア・褥瘡・人工肛門・人工膀胱ケアに関する研修を受けた看護師による場合)			12,850円	1,285円	2,570円	3,855円
□	訪問看護基本療養費(Ⅲ)	入院中の外泊時		8,500円	850円	1,700円	2,550円

イ 基本利用料②(訪問看護管理療養費)

基本療養費					基本利用料	利用者負担額(円)		
					(円)	1割	2割	3割
■	訪問看護管理療養費	月の初日	□	機能強化型1	13,230円	1,323円	2,646円	3,969円
			□	機能強化型2	10,030円	1,003円	2,006円	3,009円
			□	機能強化型3	8,700円	870円	1,740円	2,610円
			■	従来型	7,670円	767円	1,534円	2,301円
		2日以降	■	管理療養費1	3,000円	300円	600円	900円
			□	管理療養費2	2,500円	250円	500円	750円

ウ 加算及びその他の療養費(対象の方のみ)

項目				基本利用料	利用者負担額(円)		
				(円)	1割	2割	3割
①	24時間対応体制加算(月1回)	■	負担軽減取組実施	6,800円	680円	1,360円	2,040円
		□	上記以外	6,520円	652円	1,304円	1,956円
②	緊急訪問看護加算(1日につき)		月14日目まで	2,650円	265円	530円	795円
			月15日目以降	2,000円	200円	400円	600円
③	夜間・早朝訪問看護加算(1回につき)	夜間(18時～22時) 早朝(6時～8時)		2,100円	210円	420円	630円
④	深夜訪問看護加算(1回につき)	深夜(22時～翌朝6時)		4,200円	420円	840円	1,260円
⑤	特別管理加算(Ⅰ)(月1回)			5,000円	500円	1,000円	1,500円
⑥	特別管理加算(Ⅱ)(月1回)			2,500円	250円	500円	750円

⑦	難病等複数回訪問加算	1日2回	同一建物内1人又は2人	4,500円	450円	900円	1,350円
			同一建物内3人以上	4,000円	400円	800円	1,200円
		1日3回以上	同一建物内1人又は2人	8,000円	800円	1,600円	2,400円
			同一建物内3人以上	7,200円	720円	1,440円	2,160円
⑧	複数名訪問看護加算	看護師等の場合 (週1日)	同一建物内1人又は2人	4,500円	450円	900円	1,350円
			同一建物内3人以上	4,000円	400円	800円	1,200円
		その他職員の場合 (看護師等・看護補助者) (週3日まで)	同一建物内1人又は2人	3,000円	300円	600円	900円
			同一建物内3人以上	2,700円	270円	540円	810円
		その他職員(看護師等・看護補助者)の場合(別に厚生労働大臣が定める場合) 1日1回	同一建物内1人又は2人	3,000円	300円	600円	900円
			同一建物内3人以上	2,700円	270円	540円	810円
		その他職員(看護師等・看護補助者)の場合(別に厚生労働大臣が定める場合) 1日2回	同一建物内1人又は2人	6,000円	600円	1,200円	1,800円
			同一建物内3人以上	5,400円	540円	1,080円	1,620円
		その他職員(看護師等・看護補助者)の場合(別に厚生労働大臣が定める場合) 1日3回以上	同一建物内1人又は2人	10,000円	1,000円	2,000円	3,000円
			同一建物内3人以上	9,000円	900円	1,800円	2,700円
⑨	長時間訪問看護加算			5,200円	520円	1,040円	1,560円
⑩	乳幼児加算(1日につき)	☐	重症児又は準重症児等	1,800円	180円	360円	540円
		☐	上記以外	1,300円	130円	260円	390円
⑪	退院時共同指導加算			8,000円	800円	1,600円	2,400円
		特別管理指導加算		2,000円	200円	400円	600円
⑫	退院支援指導加算(退院日の訪問時)			6,000円	600円	1,200円	1,800円
		長時間にわたる療養上必要な指導の場合		8,400円	840円	1,680円	2,520円
⑬	在宅患者連携指導加算(月1回)			3,000円	300円	600円	900円
⑭	在宅患者緊急時等カンファレンス加算(月2回)			2,000円	200円	400円	600円
⑮	看護・介護職員連携強化加算(月1回)			2,500円	250円	500円	750円
⑯	専門管理加算(月1回)			2,500円	250円	500円	750円
⑰	訪問看護ターミナル療養費Ⅰ			25,000円	2,500円	5,000円	7,500円
⑱	遠隔死亡診断補助加算			1,500円	150円	300円	450円
⑲	訪問看護情報提供療養費Ⅰ	市町村若しくは都道府県又は 指定特定・指定障害児相談支援事業者		1,500円	150円	300円	450円
⑳	訪問看護情報提供療養費Ⅱ	保育所・幼稚園、義務教育学校、高等学校 等		1,500円	150円	300円	450円
㉑	訪問看護情報提供療養費Ⅲ	保険医療機関、介護老人保健施設、介護医療院		1,500円	150円	300円	450円
㉒	訪問看護医療DX情報活用加算(月1回)			50円	5円	10円	15円
㉓	訪問看護ベースアップ評価料(Ⅰ)	☐	医療従事者に対する賃金 改善体制がある場合	780円	78円	156円	234円
	訪問看護ベースアップ評価料(Ⅱ)Ⅰ～Ⅷ	☐		10～500円	1～50円	2～100円	3～150円

介護保険による介護予防訪問看護の利用料（令和6年6月1日現在）

利用した場合の基本料金は以下のとおりです。

利用者負担額は、原則として基本料金料に対し、介護保険負担割合証に記載の割合に応じた額です。

ただし、介護保険の給付の範囲を超えたサービス利用は全額負担となります。

*地域区分別1単位当たりの単価 10.42円（6級地）

ア 基本利用料

<保健師・看護師が行う予防訪問看護>

1回当りの所要時間	単位数 【10.42】	利用者負担額（円）			
		10割	1割	2割	3割
20分未満	303	3,157円	316円	632円	948円
20分以上30分未満	451	4,699円	470円	940円	1,410円
30分以上1時間未満	794	8,273円	828円	1,655円	2,482円
1時間以上1時間30分未満	1,090	11,357円	1,136円	2,272円	3,408円

<理学療法士・作業療法士・言語聴覚士が行う予防訪問看護>

1回当りの所要時間	単位数 【10.42】	利用者負担額（円）			
		10割	1割	2割	3割
20分以上（1回につき）	284	2,959円	296円	592円	888円
20分以上（1日2回を超えた場合）	142	1,479円	148円	296円	444円

※理学療法士・作業療法士・言語聴覚士による訪問看護は、その訪問が看護業務の一環としてのリハビリテーションを中心としたものである場合に、看護職員の代わりに訪問するという位置付けになります。
※利用を開始した日の属する月から起算して12月を超えた期間に介護予防訪問看護を行った場合は上記所定単位数より5単位減算いたします。

※事業所全体で、前年度の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士による訪問回数が、看護職員による訪問回数を超えている場合、又は算定日が属する月の前6月間において、緊急時訪問看護加算（Ⅰ）（Ⅱ）、特別管理加算（Ⅰ）（Ⅱ）、看護体制強化加算（Ⅰ）（Ⅱ）のいずれも算定していない場合は8単位の減算（12月を超えて実施する場合更に15単位）が適用されます。

<同一建物居住の場合の減算>

要件	利用者負担額
1月当たりの利用者が同一の建物に20人以上居住する利用者に対して訪問看護を行った場合	所定単位数の90/100
1月当たりの利用者が同一の建物に50人以上居住する利用者に対して訪問看護を行った場合	所定単位数の85/100

上記の基本利用料は、厚生労働大臣が告示で定める金額であり、これが改訂された場合は、これら基本利用料も自動的に改訂されます。その場合には、事前に新しい基本利用料を書面でお知らせいたします。

イ 加算

要件を満たす場合に、基本利用料に以下の料金が加算されます。

*地域区分別1単位当たりの単価 10.42円（6級地）

加算の種類	要件	単位数 【10.42】	利用者負担額(円)			
			10割	1割	2割	3割
夜間・早朝加算	夜間(18時～22時)早朝(6時～8時)にサービスを提供した場合	基本利用料の25%(1回につき)				
深夜加算	深夜(22時～翌朝6時)にサービスを提供した場合	基本利用料の50%(1回につき)				
緊急時訪問看護加算(Ⅰ) ※看護業務の負担軽減体制整備あり	利用者や家族等からの看護に関する相談に常時対応できる体制にあり、さらに必要に応じて緊急時訪問を行う場合(1月につき)	600	6,252円	626円	1,251円	1,876円
緊急時訪問看護加算(Ⅱ)	利用者や家族等からの看護に関する相談に常時対応できる体制にあり、さらに必要に応じて緊急時訪問を行う場合(1月につき)	574	5,981円	599円	1,197円	1,795円
複数名訪問加算(Ⅰ)	複数の看護師等が同時に30分未満の訪問看護を行った場合(1回につき)	254	2,646円	265円	530円	794円
	複数の看護師等が同時に30分以上の訪問看護を行った場合(1回につき)	402	4,188円	419円	838円	1,257円
複数名訪問加算(Ⅱ)	看護師等が看護補助者と同時に30分未満の訪問看護を行った場合(1回につき)	201	2,094円	210円	419円	629円
	看護師等が看護補助者と同時に30分以上の訪問看護を行った場合(1回につき)	317	3,303円	331円	661円	991円
長時間訪問看護加算	特別な管理を必要とする利用者に対して1時間30分以上の訪問看護を行った場合(1回につき)	300	3,126円	313円	626円	938円
特別管理加算(Ⅰ)	特別な管理を必要とする利用者に対し、サービスの実施に関する計画的な管理を行った場合(1月につき)	500	5,210円	521円	1,042円	1,563円
特別管理加算(Ⅱ)	特別な管理を必要とする利用者に対し、サービスの実施に関する計画的な管理を行った場合(1月につき)	250	2,605円	261円	521円	782円
専門管理加算	専門の研修を受けた看護師、又は特定行為研修を修了した看護師による計画的な管理を行った場合(1月につき)	250	2,605円	261円	521円	782円
口腔連携強化加算	口腔の健康状態の評価を実施し、歯科医療機関、介護支援相談員に情報提供した場合(1月につき)	50	521円	53円	105円	157円
初回加算(Ⅰ) (退院日)	新規の利用者又は過去2月において訪問看護の提供を受けておらず、新たに訪問看護計画書を作成した場合(1月につき)	350	3,647円	365円	730円	1,095円
初回加算(Ⅱ) (退院日以降)	新規の利用者又は過去2月において訪問看護の提供を受けておらず、新たに訪問看護計画書を作成した場合(1月につき)	300	3,126円	313円	626円	938円
退院時共同指導加算	退院・退所にあたり当該施設の従業者と共同し、在宅での療養上の必要な指導を行い、その内容を提供し、退院・退所後に初回の訪問看護を行った場合(退院・退所につき1回)	600	6,252円	626円	1,251円	1,876円
サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	厚生労働大臣が定める当該加算の体制・人材要件を満たす場合(1回につき)	6	62円	7円	13円	19円
サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	厚生労働大臣が定める当該加算の体制・人材要件を満たす場合(1回につき)	3	31円	4円	7円	10円

介護保険による訪問看護の利用料（令和6年6月1日現在）

利用した場合の基本料金は以下のとおりです。

利用者負担額は、原則として基本料金料に対し、介護保険負担割合証に記載の割合に応じた額です。

ただし、介護保険の給付の範囲を超えたサービス利用は全額負担となります。

＊地域区分別Ⅰ単位当たりの単価 Ⅰ0.42円（6級地）

ア 基本利用料

<保健師・看護師が行う訪問看護>

Ⅰ回当りの所要時間	単位数 【Ⅰ0.42】	利用者負担額（円）			
		Ⅰ0割	Ⅰ割	2割	3割
20分未満	314	3,271円	328円	655円	982円
20分以上30分未満	471	4,907円	491円	982円	1,473円
30分以上Ⅰ時間未満	823	8,575円	858円	1,715円	2,573円
Ⅰ時間以上Ⅰ時間30分未満	1,128	11,753円	1,176円	2,351円	3,526円

<定期巡回・随時対応型訪問介護事業所と連携して指定訪問看護を行う場合>

Ⅰ回当りの所要時間	単位数 【Ⅰ0.42】	利用者負担額（円）			
		Ⅰ0割	Ⅰ割	2割	3割
月額包括報酬 要介護Ⅰ～要介護4	2,961	30,853円	3,086円	6,171円	9,256円
月額包括報酬 要介護5	3,761	39,189円	3,919円	7,838円	11,757円

<理学療法士・作業療法士・言語聴覚士が行う訪問看護>

Ⅰ回当りの所要時間	単位数 【Ⅰ0.42】	利用者負担額（円）			
		Ⅰ0割	Ⅰ割	2割	3割
20分以上（Ⅰ回につき）	294	3,063円	307円	613円	919円
20分以上（Ⅰ日2回を超えた場合）	265	2,757円	276円	552円	828円

※理学療法士・作業療法士・言語聴覚士による訪問看護は、その訪問が看護業務の一環としての

リハビリテーションを中心としたものである場合に、看護職員の代わりに訪問するという位置付けになります。

※事業所全体で、前年度の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士による訪問回数が、看護職員による訪問回数を超えている場合、又は算定日が属する月の前6月間において、緊急時訪問看護加算（Ⅰ）（Ⅱ）、特別管理加算（Ⅰ）（Ⅱ）、看護体制強化加算（Ⅰ）（Ⅱ）のいずれも算定していない場合は8単位の減算が適用されます。

<同一建物居住の場合の減算>

要件	利用者負担額
Ⅰ月当たりの利用者が同一の建物に20人以上居住する利用者に対して訪問看護を行った場合	所定単位数の90/100
Ⅰ月当たりの利用者が同一の建物に50人以上居住する利用者に対して訪問看護を行った場合	所定単位数の85/100

上記の基本利用料は、厚生労働大臣が告示で定める金額であり、これが改訂された場合は、

これら基本利用料も自動的に改訂されます。その場合には、事前に新しい基本利用料を書面でお知らせいたします。

イ 加算

要件を満たす場合に、基本利用料に以下の料金が加算されます。

＊地域区分別Ⅰ単位当たりの単価 Ⅰ0.42円（6級地）

加算の種類	要件	単位数 【10.42】	利用者負担額(円)			
			10割	1割	2割	3割
夜間・早朝加算	夜間(18時～22時)早朝(6時～8時)にサービスを提供した場合	基本利用料の25%(1回につき)				
深夜加算	深夜(22時～翌朝6時)にサービスを提供した場合	基本利用料の50%(1回につき)				
緊急時訪問看護 加算(Ⅰ) ※看護業務の負担軽減 体制整備あり	利用者や家族等からの看護に関する相談に常時対応できる体制にあり、さらに必要に応じて緊急時訪問を行う場合(1月につき)	600	6,252円	626円	1,251円	1,876円
緊急時訪問看護 加算(Ⅱ)	利用者や家族等からの看護に関する相談に常時対応できる体制にあり、さらに必要に応じて緊急時訪問を行う場合(1月につき)	574	5,981円	599円	1,197円	1,795円
複数名訪問加算 (Ⅰ)	複数の看護師等が同時に30分未満の訪問看護を行った場合(1回につき)	254	2,646円	265円	530円	794円
	複数の看護師等が同時に30分以上の訪問看護を行った場合(1回につき)	402	4,188円	419円	838円	1,257円
複数名訪問加算 (Ⅱ)	看護師等が看護補助者と同時に30分未満の訪問看護を行った場合(1回につき)	201	2,094円	210円	419円	629円
	看護師等が看護補助者と同時に30分以上の訪問看護を行った場合(1回につき)	317	3,303円	331円	661円	991円
長時間訪問看護 加算	特別な管理を必要とする利用者に対して1時間30分以上の訪問看護を行った場合(1回につき)	300	3,126円	313円	626円	938円
特別管理加算 (Ⅰ)	特別な管理を必要とする利用者に対し、サービスの実施に関する計画的な管理を行った場合(1月につき)	500	5,210円	521円	1,042円	1,563円
特別管理加算 (Ⅱ)	特別な管理を必要とする利用者に対し、サービスの実施に関する計画的な管理を行った場合(1月につき)	250	2,605円	261円	521円	782円
専門管理加算	専門の研修を受けた看護師、又は特定行為研修を修了した看護師による計画的な管理を行った場合(1月につき)	250	2,605円	261円	521円	782円
口腔連携強化 加算	口腔の健康状態の評価を実施し、歯科医療機関、介護支援相談員に情報提供した場合(1月につき)	50	521円	53円	105円	157円
ターミナル ケア加算	利用者の死亡日前14日以内に2回以上ターミナルケアを行った場合(当該月につき)	2500	26,050円	2,605円	5,210円	7,815円
初回加算(Ⅰ) (退院日)	新規の利用者又は過去2月において訪問看護の提供を受けておらず、新たに訪問看護計画書を作成した場合(1月につき)	350	3,647円	365円	730円	1,095円
初回加算(Ⅱ) (退院日以降)	新規の利用者又は過去2月において訪問看護の提供を受けておらず、新たに訪問看護計画書を作成した場合(1月につき)	300	3,126円	313円	626円	938円
退院時共同指導加 算	退院・退所にあたり当該施設の従業者と共同し、在宅での療養上の必要な指導を行い、その内容を提供し、退院・退所後に初回の訪問看護を行った場合(退院・退所につき1回)	600	6,252円	626円	1,251円	1,876円
看護介護職員連携 強化加算	訪問介護員等に対し、喀痰吸引等の業務が円滑に行われるように支援を行った場合(1月につき)	250	2,605円	261円	521円	782円
看護体制強化 加算(Ⅰ)	厚生労働大臣が定める医療ニーズの高い利用者への訪問看護の提供体制を強化した場合(1月につき)	550	5,731円	574円	1,147円	1,720円
看護体制強化 加算(Ⅱ)	厚生労働大臣が定める医療ニーズの高い利用者への訪問看護の提供体制を強化した場合(1月につき)	200	2,084円	209円	417円	626円
サービス提供体制 強化加算(Ⅰ)	厚生労働大臣が定める当該加算の体制・人材要件を満たす場合(1回につき)	6	62円	7円	13円	19円
サービス提供体制 強化加算(Ⅱ)	厚生労働大臣が定める当該加算の体制・人材要件を満たす場合(1回につき)	3	31円	4円	7円	10円